

第1章 都市マスタープラン策定の目的と方法

1-1 都市マスタープラン策定の目的

都市マスタープランは、正式には「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（以下、都市マスタープラン）と呼ばれ、都市計画法第18条の2第1項では、「市町村は、（中略）当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする。」と規定されています。

魚津市においては、平成18年4月に『魚津市都市計画に関する基本的な方針』を改訂後10年が経過しています。

我が国においては、人口減少、少子高齢化、防災・環境問題などの社会情勢の変化や、土地利用、道路交通体系などの都市構造の変化とともに、まちづくりに対する住民ニーズも多様化しています。

このような中、国では地方と共に総力を挙げて人口減少を克服するため、地方創生に取り組むほか、都市計画法や都市計画運用指針の改正などに取り組んでおり、また、富山県では市町村合併など都市を巡る社会経済情勢の変化に的確に対応するため、平成25年3月に、都市計画の基本的な方向性を示す“魚津都市計画区域マスタープラン”的見直しを行うなど、都市計画に関わる政策が大きく変化しています。

本市においても、国道8号入善黒部バイパスの開通、北陸新幹線の開業等、土地利用や交通体系が変遷し、新たな都市マスタープランの策定が必要となっています。

以上のことから、本方針は、平成18年4月に改定した『魚津市都市計画に関する基本的な方針』を基本に、時代の変遷における現状分析、第4次魚津市総合計画等の上位・関連計画を踏まえるとともに、住民の意見を十分に反映することで、魚津市における都市の将来像や土地利用の基本的な方針、あるいは都市施設（道路、公園等）の整備方針を明らかにすることにより、都市計画の総合的な指針としての役割を果たすことを目的とします。

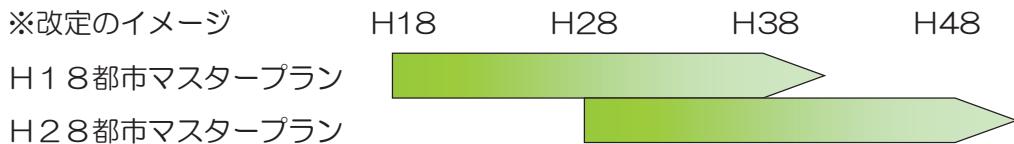
1-2 都市マスタープラン策定の方法

1. 対象地域

本方針の対象地域は、魚津都市計画区域（4,440ha）及びその市内隣接地域とします。

2. 目標年度

本方針は、おおむね20年後の都市の姿を展望するものであることから、本方針の目標年度を平成48年とし、市街地の規模・都市施設の整備などに関しては、おおむね10年後の将来を予測するものとし、中間年度を平成38年とします。



3. 策定の方法

本方針は平成27年度に、主に都市全体の方針を示した「全体構想」を策定し、平成28年度以降に、都市を複数の地域に区分して、より具体的なまちづくりの方針を示す「地域別構想」を策定しました。

【策定の流れ】

